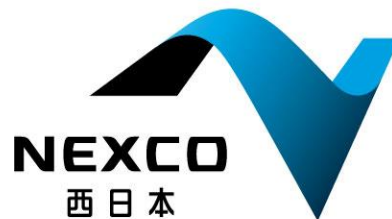


継続契約方式の導入について

平成 29 年 10 月

みち、ひと…未来へ。



1 目的と概要

■ 目的

西日本高速道路株式会社は、大規模地震を踏まえた耐震補強の早急な対応や高速道路の老朽化に伴う高速道路リニューアルプロジェクト（大規模更新・大規模修繕事業）等を進めています。



今後、数多くの工事を完成させる必要があり、受発注者の業務の効率性、安全性や品質の向上、確実な事業促進を図ることを目的に、継続契約方式を導入します。

■ 概要

継続契約方式とは、施工条件が同様な工事を繰り返し施工する場合、当初発注時の受注した業者に後続工事を継続して契約する方式です。

後発工事は、当初発注時（後続発注時）の工事の業績評価（中間評定）等を考慮し、継続して契約を行うか判断します。

2 対象工事と適用範囲

■ 対象工事

対象工事は下記の工種で施工条件が同様な工事を繰返し施工する工事

- 耐震補強工事 : 橋脚のコンクリート等の巻立や支承取替等
- 高速道路リニューアルプロジェクト : 床版取替工事や盛土切土補強工事等
- その他 : 発注者として必要と判断する工種



耐震補強工事一例



床版取替工事一例

■ 適用範囲

本方式を適用する範囲

- 同じ事務所内を原則とします。
- 同じ路線を原則とします。
- ただし事務所管内で、2つ以上の路線でも同一契約で発注したほうが効率的な場合は2以上の路線で発注する場合があります。

3 契約内容

■ 契約手続き

	初年度	翌年度	翌々年度	備考
当初工事	契約締結	業績評価 (中間評価)	しゅん功評定			
後続工事①		契約締結	業績評価 (中間評価)	しゅん功評定		
後続工事②			契約締結		しゅん功評定	

- 当初発注時に後続工事も含めた施工内容(橋梁名等)、施工範囲を明記します。
- 後続工事の継続の判断は、「業績評価(中間評価)」、「しゅん功評定」のいずれか又は両方を考慮のうえ行います。
- 当初の技術提案内容については、後続工事にも引き継がれます。
- 後続工事にて、開札の結果契約に至らなかった場合は、以降の後続工事を継続して契約することができません。
- WTO政府調達協定の対象の判断については、当初工事及び継続契約する全ての後続工事の合計金額により判断します。また、本方式でWTOの対象工事として発注する場合、競争参加資格を一部緩和します。(※詳細は、次のページをご覧ください)
- 継続して契約するのは、最大2回(3契約)までとします。

3 競争参加資格

■ 競争参加資格の拡大(WTO対象工事に、Bランクくらいの者が参加可能)

継続契約方式で発注する工事は、後続工事を含めてWTO政府調達協定対象を判断します。したがって、1件あたりの工事は、WTO対象基準額未満の場合があります。この場合は、WTO対象工事（一般競争入札）として公告しますが、競争参加資格で求める経営事項評価点数を低減し、工事規模に応じて、いわゆるBランクくらいの会社が当該工事に参加できるようにしています。

《WTO対象の継続契約方式で求める経営事項評価点数（低減した点数）》

当初発注の1工事における 工事規模	土木工事	橋梁補修改築工事
10億以上～WTO基準額未満	980点 (概ねAランクくらいの会社を対象)	960点 (PC、鋼上部工の概ねAランク くらいの会社を対象)
10億未満	860点 (概ねBランクくらいの会社を対象)	

《参考・WTO対象の通常工事で求める経営事項評価点数》

工事規模	土木工事	橋梁補修改築工事
WTO基準額以上	1,300点	1,100点